

■次に、男女共同参画社会に関する皆さまの考えについておたずねします。

男女共同参画社会とは・・・

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法より抜粋)

I 家庭生活などについて

問 1 家庭生活と家族観(男女の役割)について、あなたはどのようにお考えですか。

【○はそれぞれ1つずつ】

項目	賛成	い え ば 賛 成	ど ち ら か と	い え ば 反 対	ど ち ら か と	反 対	わ か ら な い
家庭生活と家族観(男女の役割)への考え							
①夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1		2		3		4 5
②女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい	1		2		3		4 5
③女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児・介護はきちんとすべきである	1		2		3		4 5
④結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい	1		2		3		4 5
⑤夫婦が別々の姓を選択できるようにした方がよい	1		2		3		4 5

※家庭生活などについて、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

II 男女の平等と役割について

問2 あなたは、次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

【○はそれぞれ1つずつ】

項目 各分野での男女の地位について	優 遇 さ れ て い る 男 性 の 方 が 非 常 に	優 遇 さ れ て い る 男 性 の 方 が	ど ち ら か と い え ば	な 平 っ て 等 い る に	優 遇 さ れ て い る 女 性 の 方 が	ど ち ら か と い え ば	優 遇 さ れ て い る 女 性 の 方 が 非 常 に	わ か ら な い
①家庭生活	1	2	3	4	5	6		
②職場	1	2	3	4	5	6		
③学校教育の場	1	2	3	4	5	6		
④政治の場	1	2	3	4	5	6		
⑤法律や制度の上	1	2	3	4	5	6		
⑥社会通念・慣習・しきたりなど	1	2	3	4	5	6		
⑦地域活動の場	1	2	3	4	5	6		
⑧医療・研究・技術	1	2	3	4	5	6		
⑨社会全体	1	2	3	4	5	6		

また、上記分野で今後、女性の参画が必要と思われる分野は、どの分野だと思いますか。あてはまる番号をお書きください。また、その他具体的にあればお書きください。

【いくつでも】

問3 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」、「男子生徒は理系、女子生徒は文系を選ぶべき」といった、男女間の固定的な先入観を理由に、自分の希望とは違う選択をせざるを得なかったことがありましたか。あてはまる番号に○をつけてください。

【○はいくつでも】

- 1 進学のとくにあった
- 2 就職のとくにあった
- 3 仕事を続けたかったが辞めざるを得なかったことがあった
- 4 管理職等へ昇進したかったが、あきらめざるを得なかったことがあった
- 5 その他（具体的に)
- 6 特にない

※男女の平等と役割について、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

Ⅲ 女性の社会進出について

問4 あなたは、社会において、女性の能力は十分発揮されていると思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。【○は1つ】

- 1 そう思う
- 2 どちらかといえばそう思う
- 3 どちらともいえない
- 4 どちらかといえばそう思わない
- 5 そう思わない
- 6 わからない

問5 あなたは、企業や地域社会、また政治や行政において、企画立案や方針決定の過程に指導的立場の女性が少ない理由は何だと思えますか。あてはまる番号に○をつけてください。【○はいくつでも】

- 1 家庭、職場、地域における性別による固定的役割分担や性差別の意識
- 2 男性優位の組織運営
- 3 家族の支援や協力が得られない
- 4 女性の能力開発やキャリアアップの機会が不十分
- 5 女性の活動を支援するネットワークの不足
- 6 女性側の積極性が十分でない
- 7 女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない
- 8 その他(具体的に)
- 9 わからない

※女性の社会進出について、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

IV 就労やワーク・ライフ・バランスについて

問6 あなたは、一般的に女性が職業を持つことについて、どう思いますか。
あてはまる番号1つに○をつけてください。 【○は1つ】

- 1 女性は職業を持たないほうがよい
- 2 結婚するまでは職業を持つほうがよい
- 3 子どもができるまでは職業を持つほうがよい
- 4 子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい
- 5 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい
- 6 その他(具体的に)
- 7 わからない

※問6で「1」と答えた方は問8へ進んでください。

問7 問6で「2」～「7」と答えた方にお聞きします。出産・育児・介護などのため仕事をいったん辞めてから再就職を希望する女性が、再就職しやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。 【○はいくつでも】

- 1 再雇用制度の導入などにより職場に復帰できるようにすること
- 2 パート労働者や派遣労働者などの労働条件の改善
- 3 保育・介護の施設やサービスの充実
- 4 男女が協力して家事・育児等を担うという意識が広まること
- 5 再就職のための研修や職業訓練の充実
- 6 実際に再就職した女性の事例を広く紹介すること
- 7 一ヶ所で効率的に情報収集・相談などができる仕組みづくり
- 8 その他(具体的に)
- 9 特になし
- 10 わからない

問8 あなたは、仕事や家庭、地域・社会活動、趣味・娯楽など、自分が希望する時間の使い方ができていると思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。 【○は1つ】

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う 3 どちらとも言えない
- 4 どちらかといえばそう思わない 5 そう思わない

※就労やワーク・ライフ・バランスについて、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

V 男女間における暴力について

問9 あなたは、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関して、次のことを知っていますか。ここでの「配偶者等」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者、生活の本拠を共にしている交際相手も含まれます。（以下、同様。）次の中から知っているものをいくつでも選んで番号に○をつけてください。【○はいくつでも】

- 1 配偶者等の暴力から被害者を守るために、法律（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）があること
- 2 配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること
- 3 配偶者等からの暴力には、なぐる、けるなど身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含まれること
- 4 被害者の相談窓口があること
- 5 被害者が加害者から逃れるため、一時的に安全な場所に保護してもらえらること
- 6 加害者が被害者に近寄らないようにするよう、裁判所へ申し立てることができること
- 7 被害者を発見した者は、子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）又は警察に通報するよう努めなければならないこと
- 8 知らない

※問10～問12は上記の配偶者等がいる方またはこれまでにいたことのある方のみお答えください。その他の方は問13へ進んでください。

問10 あなたはこれまでに、あなたの配偶者等から次のようなことをされたことがありますか。各項目についてあてはまる番号（1～3）1つに○をつけてください。【○はそれぞれ1つずつ】

項目	1、2度 あった	何度も あった	まった くない
①なぐったり、けったり、物をなげつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた	1	2	3
②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
③いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3
④必要な生活費を渡されなかった	1	2	3

①から④のうち1つでも、「1、2度あった」「何度もあった」と答えた方のみ問11へ進んでください。

①から④のすべてが「まったくない」という方は問13へ進んでください。

問 11 あなたは、あなたの配偶者等から受けたそのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる番号に○をつけてください。

【○はいくつでも】

- 1 子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に相談した
- 2 性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」に相談した
- 3 警察に通報・相談した
- 4 市役所・町役場に相談した
- 5 法務局・方法務局、人権擁護委員に相談した
- 6 かがわ男女共同参画相談プラザ／高松市男女共同参画センターに相談した
- 7 上記以外の公的な機関（県福祉事務所、精神保健福祉センター、保健所など）に相談した
- 8 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した
- 9 医療関係者（医師、看護師など）に相談した
- 10 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した
- 11 家族や親戚に相談した
- 12 友人・知人に相談した
- 13 職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先など）に相談した
- 14 その他（具体的に _____）
- 15 どこ（だれ）にも相談しなかった

→ **問 12**へ進んでください。

↓
問 13へ進んでください。

※**問 11**で「15 どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。

問 12 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。あてはまる番号に○をつけてください。
【○はいくつでも】

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもむだだと思ったから
- 4 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- 5 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから
- 6 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 7 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 8 世間体が悪いから
- 9 他人を巻き込みたくなかったから
- 10 他人に知られると、これまで通りのつき合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから
- 11 そのことについて思い出したくなかったから
- 12 自分にも悪いところがあると思ったから
- 13 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- 14 相談するほどのことではないと思ったから
- 15 自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから
- 16 別れるつもりがなかったから
- 17 その他（具体的に _____）

※問 13 は 10 歳代、20 歳代の頃に交際相手（後に配偶者となった相手以外）がいた（いる）方のみお答えください。その他の方は問 14 へ進んでください。

問 13 あなたは、10 歳代、20 歳代の頃に、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。各項目についてあてはまる番号（1～3）に○をつけてください。
【○はいくつでも】

項目	10 歳代に あった	20 歳代に あった	10 歳代、20 歳代のい ずれにも なかった
①なぐったり、けったり、物をなげついたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた	1	2	3
②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
③いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3
④借りたお金を返してくれなかったり、デート費用をいつも払わせられた	1	2	3

問 14 男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。あてはまる番号に○をつけてください。
【○はいくつでも】

- 1 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う
- 2 学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う
- 3 地域で、暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う
- 4 メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
- 5 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
- 6 加害者への罰則を強化する
- 7 暴力を助長するおそれのある情報(雑誌、コンピューターソフトなど)を取り締まる
- 8 その他（具体的に)
- 9 特にない
- 10 わからない

※男女間における暴力について、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

VI 防災について

問 15 防災（災害復興を含む）活動に関して男女共同参画社会を推進していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。 【○はそれぞれ1つつ】

項目	必要	いえば必要	どちらかと	ではない	あまり必要	必要ない	わからない
防災における男女共同参画社会の推進							
①防災計画策定にあたっての女性委員の参画	1	2	3	4	5		
②防災研修や防災訓練への女性の積極的な参加	1	2	3	4	5		
③自主防災組織への女性の積極的な参画	1	2	3	4	5		
④女性消防職員や女性消防団員の育成、役員への女性の登用	1	2	3	4	5		
⑤女性の災害時ボランティア登録の推進など多様な人材の確保	1	2	3	4	5		
⑥避難所運営の際の女性リーダーの配置	1	2	3	4	5		
⑦母親教室、乳幼児教室、PTA活動等、女性が多く集まる団体への研修・訓練	1	2	3	4	5		

※防災について、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

VII 男女共同参画社会の形成について

問 16 あなたは、男女共同参画社会を形成していくために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。【○はいくつでも】

- 1 法律や制度の面で見直しを行う
- 2 女性を政策・方針決定の場に積極的に登用する
- 3 企業や地域社会の女性のリーダーを養成する
- 4 職場における男女の均等な待遇の確保について周知徹底を行う
- 5 女性の就労の機会を増やしたり、従来女性が就労していなかった分野への女性の進出を促進するための職業教育や職業訓練を充実する
- 6 保育の施設やサービス、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する
- 7 学校や社会教育、生涯学習の場で男女平等と相互理解や協力についての学習を充実する
- 8 男女の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などの施設を整備・充実する
- 9 各国の女性との交流や情報提供など、国際交流を推進する
- 10 行政自身が率先して男女共同参画の取り組みを行う
- 11 防災（災害復興を含む）活動に関してより一層、男女共同参画社会の視点を取り入れる
- 12 科学技術・学術における女性の参画の拡大を推進する
- 13 女性が安心してくらししていけるよう、女性へのあらゆる暴力の根絶に取り組む
- 14 生涯を通じ、女性が健康的に生活できるよう支援する
- 15 病気や障害、高齢、貧困などの困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境を整備する
- 16 その他（具体的に _____）
- 17 わからない

問 17 男女共同参画社会の推進や男女間の暴力防止について、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

■最後に、ボランティア・NPO活動についておたずねします。

※ ボランティア

「個人の自発的な意志に基づいて、人や社会のために活動する人」のこと。

例えば、募金、献血、自治会・町内会活動、PTA活動、道路のゴミ拾い、災害ボランティア、交通安全・防犯活動、自主防災活動、子ども会活動、商店街の活性化など。

※ NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略。ボランティア団体など営利を目的としないで、市民が中心となって社会的課題の解決に取り組んでいる団体のことで、法人格の有無は問いません。

問1 あなたは、これまでにボランティアやNPO活動をしたことがありますか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 現在している
- 2 過去にしたことがある ⇒ **問2**にお進みください
- 3 したことがない ⇒ **問2**および**問3**にお進みください

【**問1**で「2」または「3」と答えた方にお聞きします】

問2 あなたは、今後ボランティアやNPO活動をしたいと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 ぜひしたい
- 2 機会があればしたい
- 3 したいとは思わない

【**問1**で「3」と答えた方にお聞きします】

問3 あなたがボランティアやNPO活動をしたことがない理由を、次の中から1つだけ選んでください。

- 1 時間的な余裕がないから
- 2 きっかけや機会がないから
- 3 活動に必要な情報が得られないから
- 4 体力的に自信がないから
- 5 一緒に活動する仲間がいないから
- 6 関心がないから
- 7 その他（具体的に： _____）
- 8 特にない